

○南房総市重度心身障害者医療費等支給条例

平成18年3月20日

条例第125号

改正 平成19年3月23日条例第11号

平成20年3月21日条例第16号

平成24年6月27日条例第22号

平成27年6月30日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者又はその保護者に対し医療費及び証明手数料(以下「医療費等」という。)の一部を支給して、医療費等の負担を軽減することにより、その健康の保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級の障害のある者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条の知的障害者更生相談所が最重度又は重度と判定した者

(受給権者)

第3条 この条例により医療費等の支給を受けることのできる者(以下「受給権者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の法律の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者である重度心身障害者(重度心身障害者になった年齢が65歳以上である者又は市長が別に定める者を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となっている者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)に基づく後期高齢者医療の被保険者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該被保険者となる際に該当していた者

(イ) 病院等(高齢者医療確保法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際後期高齢者医療の被保険者であり、かつ、本市以外の住民基本台帳に記録されている者。ただし、特定継続入院等被保険者(同項に規定する特定継続入院等被保険者をいう。以下同じ。)を除く。

(ウ) 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をする事によりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる特定継続入院等被保険者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市以外の住民基本台帳に記録されているもの

(エ) 継続入院等(高齢者医療確保法第55条第2項第2号に規定する継続入院等をいう。以下同じ。)により特定住所変更(同号に規定する特定住所変更をいう。以下同じ。)を行ったと認められる特定継続入院等被保険者であって、最後に行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市以外の住民

基本台帳に記録されているもの

- (2) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、本市が行う国民健康保険の被保険者となっている者
  - (3) 高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療の被保険者であって、次のいずれかに該当するもの
    - ア 当該被保険者となる際前号に該当していた者
    - イ 病院等に入院等をした際後期高齢者医療の被保険者であり、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、特定継続入院等被保険者を除く。
    - ウ 継続して入院等をしている2以上の病院等のそれぞれに入院等をするによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる特定継続入院等被保険者であって、当該2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市の住民基本台帳に記録されているもの
    - エ 継続入院等により特定住所変更を行ったと認められる特定継続入院等被保険者であって、最後にを行った特定住所変更に係る継続入院等の際本市の住民基本台帳に記録されているもの
- 2 前項第1号ア又はイに該当する者であって、本市以外の市町村においてこの条例に基づく医療費等に相当する給付を受けることができないもののうち市長が特に認めるものについては、同項の規定にかかわらず、受給権者とすることができる。

(支給の範囲)

第4条 医療費（調剤された薬剤に係る費用を除く。）は、療養の給付に伴い受給権者が国民健康保険法、健康保険法その他の法令の規定により負担すべき額（以下この項及び次項において「受給権者が負担すべき額」という。）から、別表に定める世帯の区分に応じそれぞれ入院及び通院1回当たり負担基準額の欄に掲げる額並びに受給権者が負担すべき額について法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額及び国の補助に基づき給付を受ける額を控除した額を支給するものとする。

- 2 調剤された薬剤に係る費用は、当該調剤された薬剤の給付に伴い受給権者が負担すべき額から、受給権者が負担すべき額について法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額及び国の補助に基づき給付を受ける額を控除した額を支給するものとする。
- 3 新たに受給権者として資格を得た者については、その資格を得るに至った日の属する月の初日から行うものとする。
- 4 医療費等給付金は、受給権者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは申請することができない。
- 5 この条例により助成する証明手数料は、受給権者が病院等に支払った証明手数料の額で1件当たり100円を限度とする。

(受給券)

第5条 前条第1項又は第2項の規定による医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に受給資格の登録を申請し、受給券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による受給券の交付を受けた者は、保険医療機関において前条第1項又は第2項の規定による医療費の支給を受けようとするときは、当該保険医療機関に受給券及び被保険者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第6条 第4条第1項又は第2項の規定による医療費の支給は、当該医療費の支給を受けようとする者に代わり、保険医療機関又は市長の指定する者に対して行う。ただし、市長が必要と認めるときは、市長が別に定める方法により支給することができる。

2 前項の規定による支給を行ったときは、第4条第1項又は第2項の規定による医療費の支給を受けようとする者に対し医療費の支給を行ったものとみなす。

(届出の義務)

第7条 第5条第1項の規定による受給資格の登録を受けた受給権者は、受給資格の登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給券の交付を受けた者は、受給券の有効期間が満了し、又は転出その他の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に受給券を返納しなければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給権者又はその保護者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費等の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費等に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の徴収)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費等の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(受給権の保護)

第10条 この条例により医療費等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。ただし、第3条第1号ただし書き及び同条第2号の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の富浦町重度心身障害者医療費等支給条例(昭和48年富浦町条例第22号)、富山町重度心身障害者の医療費等の助成に関する条例(昭和48年富山町条例第20号)、三芳村重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年三芳村条例第28号)、白浜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年白浜町条例第21号)、千倉町重度心身障害者医療給付条例(昭和48年千倉町条例第13号)、丸山町重度心身障害者医療費等支給条例(昭和48年丸山町条例第19号)又は和田町重度心身障害者の医療費助成に関する条例(昭和48年和田町条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月23日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条各号列記以外の部分の改正規定は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南房総市重度心身障害者医療費等支給条例第3条及び第4条の規定は、施行の日(以下「施行日」という。)以後になされる行為について適用し、施行日前になされた行為については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月21日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日条例第22号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年6月30日条例第28号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南房総市重度心身障害者医療費等支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養の給付又は調剤された薬剤の給付から適用し、同日前に行われた療養の給付又は調剤された薬剤の給付については、なお従前の例による。

- 3 適用日前に重度心身障害者であった者に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「重度心身障害者になった年齢が65歳以上である者又は市長」とあるのは、「市長」とする。

別表（第4条関係）

自己負担番号	重度心身障害者が属する世帯の区分	入院及び通院1回当たり負担基準額
1	<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯</u> であって、医療扶助単一給付のもの（自己負担のある世帯に限る。）	0円
2	<u>市町村民税非課税世帯</u>	0円
3	<u>市町村民税所得割非課税世帯</u> であって、 <u>市町村民税均等割のみ課税されるもの</u>	0円
4	<u>市町村民税所得割課税世帯</u>	300円

備考

- 1 市町村民税所得割課税世帯における入院及び通院1回当たり負担基準額は、入院1日又は通院1回における第4条第1項又は第2項の規定による支給額が入院及び通院1回当たり負担基準額に満たない場合にあつては、当該支給額とする。
- 2 1日に入院及び通院が重複する場合は、それぞれ1日又は1回として入院及び通院1回当たり負担基準額を算定する。